

第1章	就労継続支援B型
第1節	基本方針（第186条）
第2節	人員に関する基準（第187条）
第3節	設備に関する基準（第188条）
第4節	運営に関する基準（第189条・第190条）
第5節	基準該当障害福祉サービスに関する基準（第191条—第194条）
第13章	共同生活援助
第1節	基本方針（第195条）
第2節	人員に関する基準（第196条・第197条）
第3節	設備に関する基準（第198条）
第4節	運営に関する基準（第199条—第201条）
第14章	多機能型に関する特例（第202条・第203条）
第15章	一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例（第204条・第205条）
第16章	離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準（第206条—第210条）

## 附則

## 第1章 総則

## (趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号イ、法第36条第3項第1号並びに法第43条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービスに係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

## (定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 前項の規定によるものほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児をいう。
- (2) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等費用を除く。）の額を超えるときは、当該指定期間内に規定する厚生労働大臣が定めた要した要した費用（特定費用を除く。）をいふ。
- (3) 利用者負担額 第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定めた要した要した費用（特定費用を除く。）をいふ。
- (4) 支給額 第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定めた要した要した費用（特定費用を除く。）をいふ。
- (5) 支給額 第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定めた要した要した費用（特定費用を除く。）をいふ。
- (6) 支給額 第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定めた要した要した費用（特定費用を除く。）をいふ。

(指定障害福祉サービス事業者の原則) 第3条 指定障害福祉サービス事業者（第3章、第4章及び第7章から第13章までに掲げる事業を行なうものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の利用者に対する支援計画（以下「個別支援計画」といふ。）を作成し、これに基づき当該利用者に対しても、その効果について継続的な評価を実施する。指定障害福祉サービスを提供することにより当該利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

- 2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスを提供するよう努めなければならない。
  - 3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、利用者に対する虐待の防止等のため責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(申請者の要件)  
第4条 法第36条第3項第1号（法第37条第2項及び法第41条第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。ただし、療養介護に係る指定又は短期入所（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請にあっては、この限りでない。

## 第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

## 第1節 基本方針



第2節

(従業者の員数)  
第6条 指定居宅介護の事業を行う者(以下この章において「指定居宅介護事業者」という。)が当該事業を行なう事業所(以下この章において「指定居宅介護事業所」という。)ごとに有しなければならない従業者(指定居宅介護の提供に当たる者として障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。)第5条第1項に規定する厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節及び第4節において同じ。)の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。



(管理者)  
第7条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を有しなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

外、施設、  
(准用)

第8条 前2条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

### 第3節 設備に関する基準

区域のない。専用するばくは、有り難い。されど、なにをなすかを定めるべきである。されど、専用するばくは、有り難い。されど、なにをなすかを定めるべきである。

- 2 前項の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの

事業について準用する。

#### 第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第10条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し第32条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならぬ。

2 指定居宅介護事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定により書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(契約支給量の報告等)

第11条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するときは、当該指定居宅介護の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定居宅介護の量（以下この章において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下この章において「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

2 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えてはならない。

3 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前3項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。  
(提供拒否の禁止)

第12条 指定居宅介護事業者は、正当な理由がなく、指定居宅介護の提供を拒んではならない。

(連絡調整に対する協力)

第13条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第14条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難である場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第15条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合には、指定居宅介護の提供を求める者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

(介護給付費の支給の申請に係る援助)

第16条 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあつた場合は、その利用の申込みをした者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第17条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携等)

第18条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、地域及び利用者の家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の終了に当たっては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第19条 指定居宅介護事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初めて利用者を訪問したとき及び利用者又はその家族から求められたときは、当該書類を提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第20条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供したときは、当該指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の規定により記録したときは、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

(指定居宅介護事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第21条 指定居宅介護事業者が指定居宅介護を提供する支給決定障害者等に対して支払を求めることができる金銭は、当該金銭の使途が直接利用者の便益を増進させるもので

- あって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。
- 2 前項の規定により金銭の支払を求めるときは、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、当該支給決定障害者等の同意を得なければならない。  
 ただし、次条第1項から第3項までに規定する支払については、この限りでない。  
 (利用者負担額等の受領)
- 第22条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供したときは、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供したときは、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定居宅介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を提供する場合は、当該提供に要した交通費の額の支払を当該支給決定障害者等から受けることができる。
- 4 指定居宅介護事業者は、前3項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。
- 5 指定居宅介護事業者は、第3項に規定する費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者等の同意を得なければならない。  
 (利用者負担額に係る管理)
- 第23条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定居宅介護事業者が提供する指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項(法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(以下「利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定居宅介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。  
 (介護給付費の額に係る通知等)
- 第24条 指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。
- 2 指定居宅介護事業者は、第22条第2項の法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る支払を受けた場合は、当該指定居宅介護事業者が提供した指定居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しなければならない。  
 (指定居宅介護の基本取扱方針)
- 第25条 指定居宅介護は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。
- 2 指定居宅介護事業者は、自らその提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその指定居宅介護の質の改善を図らなければならぬ。
- 3 指定居宅介護事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 4 指定居宅介護事業者は、その提供する指定居宅介護の質について定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその指定居宅介護の質の改善を図るよう努めなければならない。  
 (指定居宅介護の具体的取扱方針)
- 第26条 指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。
- (1) 指定居宅介護の提供に当たっては、次条第1項の居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な援助を行うこと。
  - (2) 指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを目指し、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいよう、説明を行うこと。
  - (3) 指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
  - (4) 常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、当該利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、それらに対する必要な助言を行うこと。
- (居宅介護計画の作成)
- 第27条 サービス提供責任者(第6条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節において同じ。)は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況、希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しなければならない。
- 2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成したときは、利用者及びその同居

- の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付しなければならない。
- 3 サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後において当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する居宅介護計画の変更について準用する。  
(同居家族に対するサービス提供の禁止)
- 第28条 指定居宅介護事業者は、従業者に、当該従業者の同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。  
(緊急時等の対応)
- 第29条 従業者は、現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他診療が必要な場合は、速やかに医療機関へ連絡する等の必要な措置を講じなければならない。  
(支給決定障害者等に関する市町村への通知)
- 第30条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。  
(管理者及びサービス提供責任者の責務)
- 第31条 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。
- 2 指定居宅介護事業所の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 サービス提供責任者は、第27条第1項の居宅介護計画の作成、交付及び変更のほか、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。  
(運営規程)
- 第32条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事項に関する規程(第36条において「運営規程」という。)を定めなければならない。
- (1) 事業の目的及び運営の方針  
(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容  
(3) 営業日及び営業時間  
(4) 指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額  
(5) 通常の事業の実施地域  
(6) 緊急時等における対応方法  
(7) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類  
(8) 虐待の防止のための措置に関する事項  
(9) 苦情解決の手続に関する事項  
(10) その他事業の運営に関する重要な事項  
(介護等の総合的な提供)
- 第33条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることがあつてはならない。  
(勤務体制の確保等)
- 第34条 指定居宅介護事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護を提供できるよう、指定居宅介護事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めなければならない。
- 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、当該指定居宅介護事業所の従業者によって指定居宅介護を提供しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、従業者がその資質の向上のために必要な研修を受ける機会を確保しなければならない。  
(衛生管理等)
- 第35条 指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行わなければならない。
- 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めなければならない。  
(掲示)
- 第36条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の建物内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。  
(秘密保持等)
- 第37条 指定居宅介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定居宅介護事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対して利用者又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ、文書により当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。  
(情報の提供等)
- 第38条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を利用しようとする者が適切かつ円滑に利用することができるよう、当該指定居宅介護事業者が実施する事業の内容に関する情

報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について広告をする場合は、その内容が虚偽のものであつてはならない。  
(利益供与等の禁止)

- 2 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介するとの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。  
(苦情への対応)

第4族の他の必要清條の指定情を講じて、苦心の介護事業者は、対応するに適切な迅速な措置を講じる。このようにして、利用者又はその家に居住する者に対する苦情を受け付けるための窓口の設置を目的とした指定居宅介護に関する規定が、そのするに供するためには、窓口の設置を目的とした規定がない。

- 2 指定居宅介護事業者は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 4 第1項の規定期提のら場物件からのそ言其他の家受第2条のそは助用導第1類書者又は第2項の法簿に記し、帳利指関録及からばならない。

- 6 指定居宅介護事業者は、市町村、知事又は市町村長から求めがあった場合には、第3項から前項までの当該改善の内容を市町村、知事又は市町村長に報告しなければならない。

7 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査又は同条第2項の規定によるあっせんにできる限り協力しなければならない。  
(事故発生時の対応)

第41条 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった措置について記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、利用者に提供した指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償しなければならない。  
(会計の区分)

第42条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、  
指定居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。  
(記録の整備)

第43条 指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を備え置かなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する記録を、当該指定居宅介護を提供した日から5年間保存しなければならない。  
(準用)

### (従業者の員数)

2 基準省令第44条第2項に規定する厚生労働大臣が定める離島その他の地域において基準該当居宅介護を提供する基準該当居宅介護事業者にあっては、前項の規定にかかわらず、基準該当居宅介護事業所ごとに有しなければならない従業者の員数は、1以上とする。

3 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、従業者のうち1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

(管理者)

## (設備及び備品等)

#### (同居家族に対するサービス提供の制限)

第48条 基準該当居宅介護事業者は、従業者に、当該従業者の同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である当該利用者に対する居宅介護が次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該居宅介護に係る利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定居宅介護のみによっては必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合

(2) 当該居宅介護が第45条第3項のサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づ

当該利用者の方の意向及実施計画の項目と認めない。第1項において、該当居宅に就きは、当該利用者の方の意向及実施計画の項目と認めない。

(運営に関する基準)

### 第3章 療養介護

## 第1節 基本方針

第50条 療養介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定療養介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができる環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の実施を行うものでなければならぬ。

## 第2節 基準に関する人員

(従業者の員数)

第51条 指定療養介護の事業を行う者（以下「指定療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定療養介護事業所」という。）に有しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。



基準を満たす機器の設置に係る第3段落

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院として必要とされる設備

(2) 多目的室

(3) その他運営上必要な設備

2 前項各号に掲げる設備は、専ら当該指定療養介護事業所の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

3 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合は、指定障害児入所施設等基準条例第53条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなす。

#### 第4節 運営に関する基準

（契約支給量の報告等）

第54条 指定療養介護事業者は、入所又は退所に際しては、入所又は退所の日その他の必要な事項（以下この章において「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

3 前2項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。  
（サービスの提供の記録）

第55条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供したときは、当該指定療養介護の提供日、内容その他の必要な事項を記録しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、前項の規定により記録したときは、支給決定障害者等から指定療養介護を提供了ことについて確認を受けなければならない。  
（利用者負担額等の受領）

第56条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る利用者負担額の支払を受ける旨を記録する。  
2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を怠り、定療養介護に係る障害の支拂用額及び指定療養介護を提供了ことについて確認を受けなければならない。  
（利用者負担額等の受領）

第57条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る利用者負担額の支払を受ける旨を記録する。  
2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を怠り、定療養介護に係る障害の支拂用額及び指定療養介護を提供了ことについて確認を受けなければならない。  
（利用者負担額等の受領）

第58条 指定療養介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定療養介護に係る介護給付費及び療養介護医療費の額を通知しなければならない。  
2 指定療養介護事業者は、第56条第2項の規定により支拂用額及び指定療養介護の内  
容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を交付しなければならない。  
（指定療養介護の取扱方針）

第59条 指定療養介護事業者は、次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて当該利用者の支援を適切に行なうとともに、指定療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定療養介護事業所の従業者は、指定療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行なうことを目指し、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について理解しやすい

う、説明を行わなければならない。

- 3 指定療養介護事業者は、自らその提供する指定療養介護の質の評価を行い、常にその指定療養介護の質の改善を図らなければならない。
- 4 指定療養介護事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 5 指定療養介護事業者は、その提供する指定療養介護の質について定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその指定療養介護の質の改善を図るよう努めなければならない。

(療養介護計画の作成等)

第60条 指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定療養介護に係る個別支援計画(以下この章において「療養介護計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて当該利用者の希望する生活、課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行い、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならぬ。この場合において、面接の趣旨を当該利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
- 5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、第4項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。
- 7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成したときは、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、当該療養介護計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。)を行うとともに、6月に1回以上、当該療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて当該療養介護計画の変更を行うものとする。
- 9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行わなければならない。この場合において、特段の事情のない限り、次に掲げるところにより行わなければならない。
  - (1) 定期的に利用者に面接すること。
  - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第61条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、当該利用申込者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、当該利用申込者の心身の状況、当該指定療養介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し必要な支援を行うこと。
- (3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(相談及び援助)

第62条 指定療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、それらに対する必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(機能訓練)

第63条 指定療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第64条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じて適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 3 指定療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを取り替

- えなければならない。
- 4 指定療養介護事業者は、前3項に規定するもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。
- 5 指定療養介護事業者は、利用者に、その負担により当該指定療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。  
(その他のサービスの提供)
- 第65条 指定療養介護事業者は、適宜、利用者のためのレクリエーションを行うよう努めなければならない。
- 2 指定療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。  
(緊急時等の対応)
- 第66条 従業者は、現に指定療養介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他診療が必要な場合は、速やかに他の専門医療機関へ連絡する等の必要な措置を講じなければならない。  
(支給決定障害者に関する市町村への通知)
- 第67条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。
- (1) 正当な理由がなく、指定療養介護の利用に関する指示に従わないことにより障害の状態等を悪化させたと認められるとき。
  - (2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費を受け、又は受けようとしたとき。
- (管理者の責務)
- 第68条 指定療養介護事業所の管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。
- 2 指定療養介護事業所の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。  
(運営規程)
- 第69条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる事項に関する規程(第74条において「運営規程」という。)を定めなければならない。
- (1) 事業の目的及び運営の方針
  - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - (3) 利用定員
  - (4) 指定療養介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
  - (5) サービス利用に当たっての留意事項
  - (6) 緊急時等における対応方法
  - (7) 非常災害対策
  - (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
  - (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
  - (10) 苦情解決の手続に関する事項
  - (11) その他事業の運営に関する重要な事項
- (勤務体制の確保等)
- 第70条 指定療養介護事業者は、利用者に対し適切な指定療養介護を提供できるよう、指定療養介護事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めなければならない。
- 2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、当該指定療養介護事業所の従業者によって指定療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定療養介護事業者は、従業者がその資質の向上のために必要な研修を受ける機会を確保しなければならない。  
(定員の遵守)
- 第71条 指定療養介護事業者は、利用定員を超えて指定療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。  
(非常災害対策)
- 第72条 指定療養介護事業者は、消防設備その他の非常災害に対処するために必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。
- 2 指定療養介護事業者は、非常災害時に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
  - 3 指定療養介護事業者は、非常災害時には、被災した高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の受け入れに努めなければならない。  
(衛生管理等)
- 第73条 指定療養介護事業者は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。
- 2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。  
(掲示)

第74条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所の建物内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第75条 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他当該利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定療養介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(地域との連携等)

第76条 指定療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民と連携し、又はその自発的な活動に協力する等地域との交流に努めなければならない。

2 指定療養介護事業者は、利用者が地域住民と交流できる機会を確保するよう努めなければならない。

(記録の整備)

第77条 指定療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を備え置かなければならぬ。

2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を、当該利用者の療養介護計画とともに、当該指定療養介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) 第55条第1項に規定するサービスの提供の記録

(2) 第67条に規定する市町村への通知に係る記録

(3) 第75条第2項に規定する身体的拘束等の記録

(4) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録

(準用)

第78条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第37条、第38条第1項及び第39条から第41条までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第69条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第56条第1項」と読み替えるものとする。

#### 第4章 生活介護

##### 第1節 基本方針

第79条 生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行省令第2条の4に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

##### 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第80条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に有しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第8章、第9章及び第16章において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次のアからウまでに掲げる平均障害程度区分（基準省令第78条第1項第2号イに規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める員数

ア 4未満 利用者の数を6で除して得た数以上

イ 4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数以上

ウ 5以上 利用者の数を3で除して得た数以上

(3) 看護職員 指定生活介護の単位ごとに、1以上

(4) 理学療法士又は作業療法士 利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数

(5) 生活支援員 指定生活介護の単位ごとに、1以上

(6) サービス管理責任者 指定生活介護事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数

ア 60以下 1以上

イ 61以上 利用者の数から60を控除して得た数を40で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に1を加えて得た数以上

- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第1項の指定生活介護の単位は、指定生活介護であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 4 第1項第4号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として従事させることができる。
- 5 第1項第5号の生活支援員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 6 第1項第6号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 7 第1項各号に掲げる従業者及び第4項に規定する従業者は、専ら当該指定生活介護事業所の職務に従事する者又は指定生活介護の単位ごとに専ら当該指定生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

- 第81条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所における主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。
- 2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(準用)

- 第82条 第52条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。

### 第3節 設備に関する基準

- 第83条 指定生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 訓練・作業室
- (2) 相談室
- (3) 洗面所
- (4) 便所
- (5) 多目的室
- (6) その他運営に必要な設備

- 2 前項第1号から第4号までに掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
  - (1) 訓練・作業室 次に掲げる基準に適合すること。  
ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。  
イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
  - (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
  - (3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
  - (4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

- 3 第1項第2号の相談室及び同項第5号の多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、同一の場所とすることができる。

- 4 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該指定生活介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

### 第4節 運営に関する基準

(利用者負担額等の受領)

- 第84条 指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

- 3 指定生活介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けられることがある。
  - (1) 食事の提供に要する費用
  - (2) 創作的活動に係る材料費
  - (3) 日用品費
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適當と認められるもの

- 4 前項第1号に掲げる費用については、基準省令第82条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

- 5 指定生活介護事業者は、第1項から第3項までに規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

- 6 指定生活介護事業者は、第3項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者の同意を得なければならない。

(介護)

- 第85条 指定生活介護における介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支

- 援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。
- 2 指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
  - 3 指定生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
  - 4 指定生活介護事業者は、前3項に規定するもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。
  - 5 指定生活介護事業者は、常時1人以上の従業者を介護に従事させなければならない。
  - 6 指定生活介護事業者は、利用者に、その負担により、当該指定生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

## (生産活動)

- 第86条 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。
- 2 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担となるないように配慮しなければならない。
  - 3 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。
  - 4 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動を安全に行うために防塵設備又は消火設備の設置等その他の必要かつ適切な措置を講じなければならない。

## (工賃の支払)

- 第87条 指定生活介護事業者は、生産活動に従事している者に対し、当該生産活動に係る事業の収入から当該生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する額の工賃を支払わなければならない。

## (食事)

- 第88条 指定生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。
- 2 指定生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、当該利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。
  - 3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。
  - 4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。
  - 5 指定生活介護事業者は、県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したものが使用された食事を提供するよう努めなければならない。
  - 6 指定生活介護事業者は、地域の特色を生かした食事の提供その他食育を推進する取組を行うよう努めなければならない。

## (健康管理)

- 第89条 指定生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

## (支給決定障害者に関する市町村への通知)

- 第90条 指定生活介護事業者は、指定生活介護を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由がなく、指定生活介護の利用に関する指示に従わないことにより障害の状態等を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。

## (運営規程)

- 第91条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる事項に関する規程(第94条において「運営規程」という。)を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (12) 苦情解決の手続に関する事項
- (13) その他事業の運営に関する重要な事項

(衛生管理等)

衛生工事は、上記の設備又は飲用に供する水について必要となる場合、その設置位置を講明する。必要な者は、設備の利用を認め、不必要な者は、設備の使用を禁止する。

2 指定事業者は、必要な措置を講じて、介護する事業所において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延する場合に、その旨を介護する事業者に通報する。

(協力医療機関)

第93条 指定生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該指定生活介護事業者との間で、利用者が必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。）を定めなければならぬ。

### (揭示)

第94条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所の建物内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。  
(準用)

第95条

2かて」2「第あ」第1「69の  
3條い条第条と画条第第第  
4第業「2中計介第5号の」  
5「、0つ1条次」計7条「「あ  
67に94「画護75中はと  
7第2、事「第項護活、第2る条  
8条のは、「1介生と「第あ次  
9護」と第養「」中項と「  
106介る」条療は条号同」中  
113活あ項9「の前1、項号  
122、生と15、「る第と25  
13条、24と項」準、15及  
142は38」1画てと第7号  
1526定第第項第計い」条第4  
16第規「「2条護お画0「第  
17、らの中は第次介に計2中項  
18不かで項の条る養条護第号同  
19条ま1る4す療5介る3、  
20第57条と第準中第生用項」する。  
21「、第70」「て条」「準同項す一  
22、第1項はい0ははて、2とサ  
23までら第1のお6ののいと第の祉  
24未まか、第るに第るるお」条も福  
253条て条あ条、ああに条5る害  
26125い次と5とと条07え障  
27第47お「9」9」59第替當  
28第12第1中項第画条画9第るみ該  
29未か及場2第は護「護」は用と基  
30り条での第条の介中介はの準」  
317まこ条2る活条養のるて条節  
32第3条。12あ生1療るあい55  
33第2る2第と「6「あとお9第  
349ら准と項1ると2項  
3575は「第  
367す第「」は第中と「に第  
373条第用、中項の、項」条条「第  
389は

(基準該当生活介護の基準)

## 第96条 生活介護に係る基

「基準該当生活介護事業者」においては、次のように規定する。

(1) 基準による指定期間の通し算による所持する業者成績(平年)の本年と定めること(事務規則第2条)。

（2）  
第9条 定定指定期規範に規定する事項を規定する場合、該規定の適用範囲内に在る者等が該規定の適用を受けた場合は、該規定の適用を受けることとする。

の利用者による高齢者の合計数で、年間の利用者数は約10万人と推定され、このうち、介護保険制度による利用者は約8万人である。また、施設入居者数は約2万人である。

(3) 通所利害者による利用の定義と指揮の実質

の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上とすること。

(4) 生活実況の紹介と該当事業所の保護者に対する施設の説明を受けること。

（指定小規模多機能型居宅介護事業者に関する特例）  
第97条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着

型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34

規模型能機多介事業者をいえう。地域が生活提護が供給されます。

(1) 小規模多機能型民泊事業所の登録については、適用しない。

ス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る

(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に發揮しうる適当な広さを有すること。

(5) この条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けること。

（準用）

第98条 第84条第2項から第6項までの規定は、基準該当生活介護の事業について準用する。

第5章 短期入所

## 第1節 基本方針

第99条 短期入所に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定短期入所」という。）の事業は、利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

## 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

規型援助該掲に泊活當規定自助施る項宿生るに數2号する同アイ員5第す共ではる1条定定)又め第3規指。ア定5にるうのに讐1号すい次イ介業5項者るれ共業、第規」合又生者条に等場ア同業5項者るれ共事21業すぞ定事21業所じ定護第第事置れ指介令条護設そろ活省6介を、す行9活所じ定指業又定併区4同施1生業応規共(第同事に規定者は共設分条定練るてと間第規訓限い所時に活にお業る時項生者に事す同1(う章所供と1定の(指期定第練行の入提所訓をこの期を入立業下短所期2自事以定人短立事設指ア

イ 指定短期入所を提供する時間帯（アに掲げるものを除く。） 次の（ア）又は（イ）に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に定める員数

(ア) 6 以下 1 以上

(イ) 7以上 当該日の指定短期入所の利用者の数から6を控除して得た数を6で除して得た数(その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。に1を加えて得た数以上

2 法第5条第8項に規定する施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行ふ場合において、当該事業を行う事業所（以下の章において「空床利用型事業所」という。）に有しなければならない従業者の員数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 入所施設等である当該施設が指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上

(2) 指定共同生活介護事業者等である当該施設が指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 次のア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数

ア 指定短期入所とともに指定共同生活介護等を提供する時間帯 指定共同生活介護事業所等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ 指定短期入所を提供する時間帯（アに掲げるものを除く。）次の（ア）又は（イ）に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に定める員数

（ア） 6以下 1以上

（イ） 7以上 当該日の指定短期入所の利用者の数から6を控除して得た数を6で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に1を加えて得た数以上

3 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（以下の章において「単独型事業所」という。）に有しなければならない生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所、第125条第1項に規定する指定共同生活介護事業所、第143条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所、第153条第1項に規定する指定就労移行支援事業所、第174条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所、第186条に規定する指定就労継続支援B型事業所（第196条第1項に規定する指定就労継続支援B型事業所）を当該事業を行ふ事業所をいう。）、第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所（児童福祉法第21条の3第1項に規定する指定通所支援の事業を行ふ者が当該事業を行ふ事業所をいう。）（以下の章において「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業を行ふ場合 次のア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行ふ時間帯の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数

ア 指定生活介護、第124条に規定する指定共同生活介護、第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）、第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）、第173条に規定する指定就労継続支援A型、第186条に規定する指定就労継続支援B型、第195条に規定する指定共同生活援助事業所等の第1項に規定する指定通所支援のサービス提供時間は当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ 指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行ふ時間帯であって、アに掲げる時間以外の時間 次の（ア）又は（イ）に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に定める員数

（ア） 6以下 1以上

（イ） 7以上 当該日の利用者の数から6を控除して得た数を6で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じる場合は、これを切り上げる。）に1を加えて得た数以上

(2) 指定生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において指定短期入所の事業を行ふ場合 前号イ（ア）又は（イ）に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ同号イ（ア）又は（イ）に定める員数

（準用）

第101条 第7条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。

### 第3節 設備に関する基準

第102条 指定短期入所事業所は、併設事業所又は法第5条第8項に規定する施設の居室であって、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いるものでなければならない。

2 併設事業所にあっては、当該併設事業所及び当該併設事業所と同一敷地内にある法第5条第8項に規定する施設（以下の章において「併設本体施設」という。）の効率的な運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の利用者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所の事業の用に供することができるものとする。

3 空床利用型事業所にあっては、当該施設として必要とされる設備を有することで足りるものとする。

4 単独型事業所には、次に掲げる設備を設けなければならない。

(1) 居室

- (2) 食堂
- (3) 浴室
- (4) 洗面所
- (5) 便所
- (6) その他運営上必要な設備

5 前項第1号から第5号までに掲げる設備の基準は、次に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 居室 次に掲げる基準に適合すること。  
ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。  
イ 地階に設けないこと。  
ウ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き8平方メートル以上とすること。  
エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。  
オ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- (2) 食堂 次に掲げる基準に適合すること。  
ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。  
イ 必要な備品を備えること。  
ウ 利用者の特性に応じたものであること。  
エ 浴室 次に掲げる基準に適合すること。  
ア 居室のある階ごとに設けること。  
イ 利用者の特性に応じたものであること。  
ウ 便所 次に掲げる基準に適合すること。  
ア 居室のある階ごとに設けること。  
イ 利用者の特性に応じたものであること。

#### 第4節 運営に関する基準

(指定短期入所の開始及び終了)

第103条 指定短期入所の事業を行う者（以下この章において「指定短期入所事業者」という。）は、介護を行いう者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となつた利用者を対象に、指定短期入所を提供するものとする。

2 指定短期入所事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

(入退所の記録の記載等)

第104条 指定短期入所事業者は、入所又は退所に際しては、当該指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の日その他の必要な事項（以下この章において「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

2 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により支給決定障害者等が提供を受けた指定短期入所の量の総量が支給量に達した場合は、当該支給決定障害者等に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第105条 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供したときは、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供したときは、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定短期入所事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者等から受けれることができる。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 光熱水費
- (3) 日用品費

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号及び第2号に掲げる費用については、基準省令第120条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定短期入所事業者は、第1項から第3項までに規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

6 指定短期入所事業者は、第3項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に對し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(指定短期入所の取扱方針)

第106条 指定短期入所は、利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

2 指定短期入所事業所の従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを中心とし、利用者又はその介護を行いう者に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいよう、説明を行わなければならない。

- 3 指定短期入所事業者は、自らその提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその指定短期入所の質の改善を図らなければならない。
- 4 指定短期入所事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 5 指定短期入所事業者は、その提供する指定短期入所の質について定期的に外部の者によるサービスの質の評価を受け、その結果を公表し、常にその指定短期入所の質の改善を図るよう努めなければならない。

(サービスの提供)

- 第107条 指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。
- 2 指定短期入所事業者は、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。
- 3 指定短期入所事業者は、利用者に支給決定障害者等の負担により、当該指定短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならない。
- 4 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けた場合には、利用者に対して食事の提供を行わなければならない。
- 5 利用者の食事は、栄養士並びに利用者の身体の状況及び嗜好が考慮されたものとするとともに、適切な時間に提供されなければならない。
- 6 指定短期入所事業者は、県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したものが使用された食事を提供するよう努めなければならない。
- 7 指定短期入所事業者は、地域の特色を生かした食事の提供その他の食育を推進する取組を行うよう努めなければならない。

(運営規程)

- 第108条 指定短期入所事業者は、次に掲げる事項（第100条第2項の規定の適用を受ける施設にあっては、第1号、第2号及び第4号から第11号までに掲げる事項）に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 指定短期入所の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) サービス利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 苦情解決の手続に関する事項
- (11) その他事業の運営に関する重要な事項

(定員の遵守)

- 第109条 指定短期入所事業者は、次の各号に掲げる事業所の区分に応じ、当該各号に定める利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 併設事業所 利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
- (2) 空床利用型事業所 当該施設の利用定員（第125条第1項に規定する指定共同生活介護事業所又は第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業所にあっては、共同生活住居及びユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）の入居定員）及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
- (3) 単独型事業所 利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

(準用)

- 第110条 第10条、第12条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第30条、第37条から第43条まで、第62条、第68条、第70条、第72条、第75条、第76条、第89条及び第92条から第94条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第108条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第110条第1項」とあるのは「第108条」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第105条第2項」と、第94条中「前条」とあるのは「第110条において準用する前条」と読み替えるものとする。

#### 第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

- 第111条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当短期入所事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者であつて、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた当該利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第63条第5項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。）を提供するものであること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員（当該指定小

規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを利用する者の数及び基準該当短期入所の提供を受ける利用者の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。)を通りサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲内とすること。

(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に個室(指定地域密着型サービス基準第67条第2項第2号ハに規定する個室をいう。以下この号において同じ。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を控除して得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。

(4) 基準該当短期入所の提供を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第112条 第105条第2項から第6項までの規定は、基準該当短期入所の事業について準用する。

## 第6章 重度障害者等包括支援

### 第1節 基本方針

第113条 重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス(以下この章において「指定重度障害者等包括支援」という。)の事業は、常時介護を要する利用者であって、その介護の程度が著しく高いものが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、障害福祉サービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

### 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第114条 指定重度障害者等包括支援の事業を行う者(以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業者」という。)は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者(指定療養介護事業者及び第196条第1項に規定する指定共同生活援助事業者を除く。第117条において同じ。)又は指定障害者支援施設の人員に関する基準に適合しなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の事業を行う事業所(以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業所」という。)ごとに、サービス提供責任者を1以上有しなければならない。

3 前項のサービス提供責任者は、基準省令第127条第3項に規定する指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービスの管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものでなければならない。

4 第2項のサービス提供責任者のうち1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

(準用)

第115条 第7条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。

### 第3節 設備に関する基準

(準用)

第116条 第9条第1項の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。

### 第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第117条 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設の設置者でなければならない。

(事業所の体制)

第118条 指定重度障害者等包括支援事業所は、利用者からの連絡に随時対応できる体制を有しなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業所は、自ら又は第三者に委託することにより、2以上の障害福祉サービスを提供できる体制を有しなければならない。

3 指定重度障害者等包括支援事業所は、指定重度障害者等包括支援事業の主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関と協力する体制を有しなければならない。

(障害福祉サービスの提供に係る基準)

第119条 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。)を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合は、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、熊本県障害福祉サービス事業の設置及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第78号)又は熊本県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第79号)に規定する基準を満たさなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者に、当該従業者の同居の家族である利用者に対する指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。)の提供をさせてはならない。

3 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス(短期入所及び共同生活介護に限る。)を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合は、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに、この条例に規定する基準を満たさなければならない。

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)

**第120条 指定重度障害者等包括支援事業者は、次条第1項に規定するサービス利用計画に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて当該利用者の支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。**

**2 指定重度障害者等包括支援事業所の従業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては懇切丁寧に行うこととし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について理解しやすいよう、説明を行わなければならない。**

**3 指定重度障害者等包括支援事業者は、自らその提供する指定重度障害者等包括支援の質の評価を行い、常にその指定重度障害者等包括支援の質の改善を図らなければならぬ。**

**4 指定重度障害者等包括支援事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。**

**5 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供する指定重度障害者等包括支援の質について定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその指定重度障害者等包括支援の質の改善を図るよう努めなければならない。**

(サービス利用計画の作成)

**第121条 サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況、希望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容等を記載した重度障害者等包括支援サービス利用計画（以下この章において「サービス利用計画」という。）を作成しなければならない。**

**2 サービス提供責任者は、サービス利用計画の作成に当たっては、サービス担当者会議（サービス提供責任者がサービス利用計画の作成のためにサービス利用計画の原案に位置付けた障害福祉サービスの担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。）の開催、担当者に対する照会等により担当者に対し専門的な見地からの意見を求めるものとする。**

**3 サービス提供責任者は、サービス利用計画を作成したときは、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該サービス利用計画を交付しなければならない。**

**4 サービス提供責任者は、サービス利用計画作成後において、当該サービス利用計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該サービス利用計画の変更を行うものとする。**

**5 第1項から第3項までの規定は、前項に規定するサービス利用計画の変更について準用する。**

(運営規程)

**第122条 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所ごとに、次に掲げる事項に関する規程を定めなければならない。**

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数

(4) 指定重度障害者等包括支援の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) 緊急時等における対応方法

(7) 事業の主たる対象とする利用者

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) 苦情解決の手続に関する事項

(10) その他事業の運営に関する重要な事項

(準用)

**第123条 第10条から第22条まで、第24条、第29条、第30条、第35条から第43条まで及び第68条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第122条」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第123条において準用する次条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第123条において準用する第22条第2項」と読み替えるものとする。**

第7章 共同生活介護

第1節 基本方針

**第124条 共同生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活介護」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談への対応その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。**

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

**第125条 指定共同生活介護の事業を行う者（以下「指定共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活介護事業所」という。）に有しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。**

(1) 世話人 指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上

- (2) 生活支援員 指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数を合計した数以上
- ア 障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第40号。以下この号において「区分省令」という。）第2条第3号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除して得た数
- イ 区分省令第2条第4号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除して得た数
- ウ 区分省令第2条第5号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除して得た数
- エ 区分省令第2条第6号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除して得た数
- (3) サービス管理責任者 指定共同生活介護事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数
- ア 30以下 1以上
- イ 31以上 利用者の数から30を控除して得た数を30で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に1を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第1項各号に掲げる従業者は、専ら指定共同生活介護事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。  
(管理者)
- 第126条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を有しなければならない。ただし、指定共同生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。
- 2 指定共同生活介護事業所の管理者は、適切な指定共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。
- 第3節 設備に関する基準
- 第127条 指定共同生活介護に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族又は地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。
- 2 指定共同生活介護事業所は1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は4人以上とする。
- 3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。
- 4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合は、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（知事が特に必要があると認める場合にあっては、30人）以下とすることができる。
- 5 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
- 6 前項のユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。
- 7 第5項のユニットには、次に掲げる設備を設けなければならない。
- (1) 居室
- (2) 居室に近接して設けられる入居者が相互に交流を図ることができる設備
- 8 前項第1号の居室の基準は、次のとおりとする。
- (1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者へのサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができます。
- (2) 一の居室の面積（収納設備等に係る面積を除く。）は、7.43平方メートル以上とすること。
- 第4節 運営に関する基準
- (入退居)
- 第128条 指定共同生活介護は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。
- 2 指定共同生活介護事業者は、利用申込者の入居に際しては、当該利用申込者の心身の状況、入居前の生活の状況、病歴等の把握に努めなければならない。
- 3 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、当該利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- (入退居の記録の記載等)
- 第129条 指定共同生活介護事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活介護事業者の名称、入居又は退居の日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を利用者の受給者証に記載しなければならない。
- 2 指定共同生活介護事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村

に対し報告しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

- 第130条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 指定共同生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
  - 3 指定共同生活介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1) 食材料費

(2) 家賃(法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合(同条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活介護事業者に支払われた場合に限る。)は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除して得た額を限度とする。)

(3) 光熱水費

(4) 日用品費

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 指定共同生活介護事業者は、前3項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。
- 5 指定共同生活介護事業者は、第3項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

- 第131条 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けていたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。
- 2 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者に限る。)の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(指定共同生活介護の取扱方針)

- 第132条 指定共同生活介護事業者は、第141条において準用する第60条に規定する共同生活介護計画に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて当該利用者の支援を適切に行なうとともに、指定共同生活介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。
- 2 指定共同生活介護事業所の従業者は、指定共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行なうことと旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について理解しやすいよう、説明を行わなければならない。
  - 3 指定共同生活介護事業者は、自らその提供する指定共同生活介護の質の評価を行い、常にその指定共同生活介護の質の改善を図らなければならない。
  - 4 指定共同生活介護事業者は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。
  - 5 指定共同生活介護事業者は、その提供する指定共同生活介護の質について定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその指定共同生活介護の質の改善を行うよう努めなければならない。

(サービス管理責任者の責務)

- 第133条 サービス管理責任者は、第141条において準用する第60条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行なうものとする。
- (1) 利用申込者の利用に際し、当該利用申込者に係る指定障害福祉サービス事業者に対する照会等により、当該利用申込者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
  - (2) 利用者の身体及び精神の状況、置かれている環境等に照らし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる当該利用者に対し必要な支援を行なうこと。
  - (3) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう、指定生活介護事業所等との

連絡調整を行うこと。

(4) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(介護及び家事等)

第134条 指定共同生活介護事業者における介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の身体及び精神の状況に応じて適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、調理、洗濯その他の家事等（第5項において「家事等」という。）を、原則として利用者及び従業者が共同で行うよう努めなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、調理に当たっては、県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したものを使用するよう努めなければならない。

4 指定共同生活介護事業者は、地域の特色を生かした献立の作成その他の食育を推進する取組を行うよう努めなければならない。

5 指定共同生活介護事業者は、利用者に、その負担により指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせてはならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第135条 指定共同生活介護事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対して行う手続等について、当該利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て代わって行わなければならぬ。

3 指定共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第136条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、次に掲げる事項に関する規程を定めなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 入居定員

(4) 指定共同生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

(5) 入居に当たっての留意事項

(6) 緊急時等における対応方法

(7) 非常災害対策

(8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) 苦情解決の手続に関する事項

(11) その他事業の運営に関する重要な事項

(勤務体制の確保等)

第137条 指定共同生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定共同生活介護を提供できるよう、指定共同生活介護事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めなければならない。

2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を営むことができるよう、継続性を重視した指定共同生活介護の提供に配慮しなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、当該指定共同生活介護事業所の従業者によって指定共同生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

4 指定共同生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活介護に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

5 指定共同生活介護事業者は、従業者がその資質の向上のために必要な研修を受ける機会を確保しなければならない。

(支援体制の確保)

第138条 指定共同生活介護事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行なう者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第139条 指定共同生活介護事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第140条 指定共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該指定共同生活介護事業者との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。）を定めなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該指定共同生活介護事業者との間で、利用者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めるよう努めなければならない。

(準用)

第141条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第22条、第62条及び第94条の規定中は、指定共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する規程」とあるのは「第130条第1項」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第130条第2項」と、第24条第2項中「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、第141条において準用する第55条第1項」と、同項第2号中「第67条」とあるのは「第141条において準用する第90条」と、同項第3号中「第75条第2項」とあるのは「第141条において準用する第75条第2項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第141条」と、第94条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第140条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

### 第8章 自立訓練（機能訓練）

#### 第1節 基本方針

第142条 自立訓練（機能訓練）（施行省令第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」といふ。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行省令第6条の7第1号に規定する者に対して、施行省令第6条第1号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

#### 第2節 人員に関する基準

##### （従業者の員数）

第143条 指定自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に有しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上
- (2) 看護職員 指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上
- (3) 理学療法士又は作業療法士 指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上
- (4) 生活支援員 指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上
- (5) サービスマネジメント責任者 指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数  
ア 60以下 1以上  
イ 61以上 利用者の数から60を控除して得た数を40で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）事業所における指定自立訓練（機能訓練）に併せて利用者の居宅を訪問することにより行う指定自立訓練（機能訓練）（以下この条において「訪問による指定自立訓練（機能訓練）」といふ。）を提供する場合は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、第1項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1人以上有しなければならない。

4 第1項第2号の看護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。  
5 第1項第3号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの方に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の方を機能訓練指導員とすることができる。

6 第1項第4号の生活支援員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。  
7 第1項第5号のサービスマネジメント責任者のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。  
8 第1項各号に掲げる従業者並びに第3項及び第5項に規定する従業者は、専ら当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

##### （準用）

第144条 第52条及び第81条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

#### 第3節 設備に関する基準

##### （準用）

第145条 第83条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

#### 第4節 運営に関する基準

##### （利用者負担額等の受領）

第146条 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）を提供したときは、支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（機能訓

練) を提供したときは、支給決定障害者から当該指定自立訓練(機能訓練)に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

- 3 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

  - (1) 食事の提供に要する費用
  - (2) 日用品費
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号に掲げる費用については、基準省令第159条第4項の規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、第1項から第3項までに規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

6 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、第3項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者の同意を得なければならぬ。  
(訓練)

(訓練)  
第147条 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

- 2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

3 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。

4 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）の利用者に、その負担により当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせではない。

（地域生活への移行のための支援）  
第148条 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第163条第1項に規定する指定就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない

- 2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談への対応等を行わなければならない。  
(準用)

（基準該第5当該機能障害訓練基準）  
（一社福練習）

第150条 当該事業者（機能訓練）の基準は、次とおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者（機関）が、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されており、その訓練室の面積を、指定通所介護の利用者及び其準該担当自立訓練事業者（機関）の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であることを要件とする。

方メートル以上であること。

(3) 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

(4) 基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第151条 第146条第2項から第6項までの規定は、基準該当自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

### 第9章 自立訓練（生活訓練）

#### 第1節 基本方針

第152条 自立訓練（生活訓練）（施行省令第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行省令第6条の7第2号に規定する者に対して、施行省令第6条の6第2号に規定する期間にわたり生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

#### 第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第153条 指定自立訓練（生活訓練）の事業を行う者（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業所」という。）に有しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 生活支援員 指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアに掲げる利用者の数を6で除して得た数とイに掲げる利用者の数を10で除して得た数とを合計した数以上

ア イに掲げる利用者以外の利用者

イ 指定宿泊型自立訓練（指定自立訓練（生活訓練）のうち、利用者に対して居室その他の設備において家事等の日常生活能力を向上するための支援を行うものをいう。以下同じ。）の利用者

(2) 地域移行支援員 指定宿泊型自立訓練を行う場合には、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、1以上

(3) サービス管理責任者 指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数

ア 60以下 1以上

イ 61以上 利用者の数から60を控除して得た数を40で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に1を加えて得た数以上

2 健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を置いている指定自立訓練（生活訓練）事業所については、前項第1号中「生活支援員」とあるのは、「生活支援員及び看護職員」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の員数は、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所における指定自立訓練（生活訓練）事業者に、それぞれ1以上とする。

3 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）事業所における指定自立訓練（生活訓練）に併せて利用者の居宅を訪問することにより行う指定自立訓練（生活訓練）（以下この項において「訪問による指定位立訓練（生活訓練）」という。）を提供する場合は、前2項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を1人以上有しなければならない。

4 第1項（第2項において読み替えられる場合を含む。）の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受けれる場合は、推定数による。

5 第1項第1号又は第2項の生活支援員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。

6 第1項第3号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

7 第1項各号に掲げる従業者及び第2項に規定する従業者は、専ら当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（準用）

第154条 第52条及び第81条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

#### 第3節 設備に関する基準

第155条 指定自立訓練（生活訓練）事業所には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 訓練・作業室
- (2) 相談室
- (3) 洗面所

- (4) 便所  
 (5) 多目的室  
 (6) その他運営に必要な設備
- 2 前項第1号から第4号までに規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 訓練・作業室 次に掲げる基準に適合すること。  
 ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。  
 イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
  - (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
  - (3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
  - (4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。
- 3 第1項第1号の規定にかかわらず、指定宿泊型自立訓練のみを行う場合には、訓練・作業室を設けないことができる。
- 4 第1項第2号の相談室及び第5号の多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、同一の場所とすることができます。
- 5 第1項各号に掲げる設備のほか、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所には、次に掲げる設備を設けなければならない。
- (1) 居室
  - (2) 浴室
- 6 前項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 居室 次に掲げる基準に適合すること。  
 ア 一の居室の定員は、1人とすること。  
 イ 一の居室の面積（収納設備等に係る面積を除く。）は、7.43平方メートル以上とすること。
  - (2) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。
- 7 第1項各号及び第3項各号に掲げる設備は、専ら当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- #### 第4節 運営に関する基準 (サービスの提供の記録)
- 第156条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）を提供したときは、当該指定自立訓練（生活訓練）の提供日、内容その他の必要な事項を、指定自立訓練（生活訓練）の提供の都度記録しなければならない。
- 2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定宿泊型自立訓練を提供したときは、当該指定宿泊型自立訓練の提供日、内容その他の必要な事項を記録しなければならない。
- 3 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、前2項の規定により記録したときは、支給決定障害者等から指定自立訓練（生活訓練）を提供したことについて確認を受けなければならない。
- #### （利用者負担額等の受領）
- 第157条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）を提供したときは、支給決定障害者から当該指定自立訓練（生活訓練）に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（生活訓練）を提供したときは、支給決定障害者から当該指定自立訓練（生活訓練）に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。
- (1) 食事の提供に要する費用
  - (2) 日用品費
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、指定自立訓練（生活訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定宿泊型自立訓練を行う場合には、第1項及び第2項の支払を受ける額のほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。
- (1) 食事の提供に要する費用
  - (2) 光熱水費
  - (3) 居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受け建築され、買取され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (4) 日用品費
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 第3項第1号及び前項第1号から第3号までに掲げる費用については、基準省令第1

70条第5項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

- 第 3 項各号及び第 4 項各号に掲げる費用に係る  
事業者は、第 1 項から当該費用の額を支給決定障害  
者に係る領収証を規定する費用の額の支  
付ける。第 1 項から当該費用の額を支給決定障害  
者に係る領収証を規定する費用の額の支  
付ける。

- 7 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、第3項各号及び第4項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。  
(記録の整備)

正備指揮記録

2. 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者に対する指定自立訓練(生活訓練)の提供に



- (1) 第156条第1項及び第2項に規定するサービスの提供の記録  
(2) 次条において準用する第90条に規定する市町村への通知に係る記録  
(3) 次条において準用する第75条第2項に規定する身体的拘束等の記録  
(4) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録  
(5) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録  
(準用)

第3節 基準該当障害福祉りんご  
(基準該当自立訓練(生活訓練)の基準)

（基準該当自立訓練（生活訓練）の基準）  
第160条 自立訓練（生活訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第206条に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（生活訓練）」といふ。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者であって、地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するものであること。

(2) 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室は、指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積を3平方メートル以上とすること。

(3) 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を当該指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

(4) 基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。  
(準用)

第 1 条 第 146 条第 2 項から第 6 項までの規定は、基準該当自立訓練（生活訓練）

の事業について準用する。

### 第10章 就労移行支援

#### 第1節 基本方針

第162条 就労移行支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労移行支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行省令第6条の9に規定する者に対して、施行省令第6条の8に規定する期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

#### 第2節 人員に関する基準

##### （従業者の員数）

第163条 指定就労移行支援の事業を行う者（以下「指定就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労移行支援事業所」という。）に有しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 職業指導員及び生活支援員 指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上
- (2) 職業指導員 指定就労移行支援事業所ごとに、1以上
- (3) 生活支援員 指定就労移行支援事業所ごとに、1以上
- (4) 就労支援員 指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除して得た数以上
- (5) サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数  
ア 60以下 1以上  
イ 61以上 利用者の数から60を控除して得た数を40で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項第2号の職業指導員又は同項第3号の生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤の者でなければならない。

4 第1項第4号の就労支援員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。

5 第1項第5号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。

6 第1項各号に掲げる従業者は、専ら当該指定就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

##### （認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数）

第164条 前条の規定にかかるわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省、厚生省令第2号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所（以下この章において「認定指定就労移行支援事業所」という。）が有しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 職業指導員及び生活支援員 指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上
- (2) 職業指導員 指定就労移行支援事業所ごとに、1以上
- (3) 生活支援員 指定就労移行支援事業所ごとに、1以上
- (4) サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数  
ア 60以下 1以上  
イ 61以上 利用者の数から60を控除して得た数を40で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項第2号の職業指導員又は同項第3号の生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤の者でなければならない。

4 第1項第4号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。

5 第1項各号に掲げる従業者は、専ら当該指定就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

##### （準用）

第165条 第52条及び第81条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、認定指定就労移行支援事業所については、第81条の規定は、適用しない。

#### 第3節 設備に関する基準

##### （準用）

第166条 第83条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。

##### （認定指定就労移行支援事業所の設備）

第167条 前条において準用する第83条の規定にかかるわらず、認定指定就労移行支援事業所には、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る養成施設認定規則の

規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校養成施設として必要とされる設備を設けなければならない。

#### 第4節 運営に関する基準

### (実習の実施)

- 第 168 条 指定就労移行支援事業者は、利用者が第 172 条において準用する第 60 条第 1 項の就労移行支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。



(求職活動の支援等の実施)

- 第169条 指定活動を実施する者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職支援を行なはなければならない。

- 2 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)



## (就職状況の報告)

- 第171条 指定就労移行支援事業者は、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を報告しなければならない。

〔準用〕



## 第11章 就労継続支援A型

第1節 基本方針

- 第173条 第1号に規定する就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援A型」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら施行省令第6条の10第1号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

## 第2節 人員に関する基準 (従業者の員数)

## (従業者の員数)

- 第174条 指定就労継続支援A型の事業を行う者（以下「指定就労継続支援A型事業者」という。）が当該事業を行なう事業所（以下「指定就労継続支援A型事業所」という。）に有しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 職業指導員及び生活支援員 指定就労継続支援 A型事業所常勤換算方法

- で、利用者の数を10で除して得た数以上

- (2) 職業指導員 指定就労継続支援A型事業所ごとに、1以上

- (3) 生活支援員 指定就労継続支援 A型事業所ごとに、1以上

- (4) サービス管理責任者 指定就労継続支援A型事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数  
 ア 60以下 1以上  
 イ 61以上 利用者の数から60を控除して得た数を40で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に1を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第1項第2号の職業指導員又は同項第3号の生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 4 第1項第4号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 5 第1項各号に掲げる従業者は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。（準用）
- 第175条 第52条及び第81条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。
- 第3節 設備に関する基準  
 (設備)
- 第176条 指定就労継続支援A型事業所には、次に掲げる設備を設けなければならない。
- (1) 訓練・作業室
  - (2) 相談室
  - (3) 洗面所
  - (4) 便所
  - (5) 多目的室
  - (6) その他運営上必要な設備
- 2 前項第1号から第4号までに掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 訓練・作業室 次に掲げる基準に適合すること。  
 ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。  
 イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
  - (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
  - (3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
  - (4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。
- 3 第1項第1号の規定にかかわらず、指定就労継続支援A型の提供に当たって支障がない場合は、訓練・作業室を設けないことができる。
- 4 第1項第2号の相談室、同項第5号の多目的室及び同項第6号のその他運営上必要な設備については、利用者への支援に支障がない場合は、同一の場所とすることができます。
- 5 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 第4節 運営に関する基準  
 (実施主体)
- 第177条 指定就労継続支援A型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該指定就労継続支援A型事業者は、専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。
- 2 指定就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第44条に規定する子会社以外の者でなければならない。
- (雇用契約の締結等)
- 第178条 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、指定就労継続支援A型事業者（多機能型により第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業を一体的に行う者を除く。）は、施行省令第6条の10第2号に規定する者に対して雇用契約を締結せずに指定就労継続支援A型を提供することができる。
- (就労)
- 第179条 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。
- 2 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならぬ。
- (賃金及び工賃)
- 第180条 指定就労継続支援A型事業者は、第178条第1項の規定により雇用契約を締結した利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。
- 2 指定就労継続支援A型事業者は、施行省令第6条の10第2号に規定する者（以下の条において「雇用契約を締結していない利用者」という。）に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。
- 3 指定就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 第2項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。  
(実習の実施)

第181条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が第185条において準用する第60条第1項の就労継続支援A型計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

2 指定就労障害対応所の就労活動意向等の実習は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所・就労支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者に対する支援を踏まえて行うよう努めなければならない。

第18条が、就労活動支援に努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならぬ。 (職場への定着のための支援等の実施)

第183条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の支援上、職業生活における相談等の支援（利用者及び従業者以外の者の雇用）

は業者以外の者を指定就学継続利用者及び従業者

第184条 指定就労紹介又は援助A型事業者は、利用者及び従業者以外の者を指定就労紹介支援A型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める員数を超えて雇用してはならない。  
(1) 10人以上20人以下 利用定員に100名の区分の50名を準じて得を数

(2) 2人以上30人以下 10又は利用定員に100分の40を乗じて得た数のいづれか多いを以て

(3) 31人以上 12又は利用定員に100分の30を乗じて得た数のいずれか多い

数の大きさを比較するには、10進法の位の意味を利用すれば簡単である。

第1-2節と第1-2節中間 第2-3節 第2-4節 第2-5節 第2-6節 第2-7節

1856

第12章 就労継続支援B型

## 第1節 基本方針

## 第2節 人員に関する基準

(準用)

第187条 第52条、第81条及び第174条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。

### 第3節 設備に関する基準

(準用)

第188条 第176条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。

## 第4節 運営に関する基準

## 工賃の三

。) は、利用者に対して生じる

要な経費を控除する

2 前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額（第4

項において「工賃の平均額」という。) は、3,000円を下回ってはならない。

- 3 貸定援定水支指標を、4 目標に、  
B貸Bにれば、継た継び告  
勞の労及報、就す就準に  
賃支、支年な、就する水事用  
型の型利ればならぬ。  
業準業者を者に、は高は対  
し、め、し、は者を者に、ない。

第一条、支と項、「第1条」護1就に01る用  
第一条、0ま続」1中、項介第「条9第ある准前支  
第2条、7条繼条第項と1養「は01」とての続  
第4第4勞2条2」第療はの9第は」いす繼  
第2、9就3次第項条「のる1「の条お用勞  
第一条、第定第「条2次中るあ第はる次に準就  
条、8ら指「中4第る条あと「のあ「条て「  
条6か、中項2条す0と」はると中0い、  
3第条は項2第6用6」画のあ」号9おと、と  
2、8定1第、4準第条計ると項51にの  
第で8規第条と1て、前護あ」2第第条も  
条、ま第の条1」第いと「介と条第び「00る  
条、で02項るお」中養」7条及は99え  
12条ま1第1すに画条療項65号の11替  
266条第、第用条計1「1第74る第第み准  
第第83、と条準0型6中第「第第あ「「読基  
ら第8て」6て9B第項条中「項とははとる  
条か、1い条4い1援、25号中同」のの」す  
0条で、第お11お第支と第52号、条るる画閑  
第29まらに9第に「続」条第3と4あある計に  
第5条か合第る条は繼画7「項第」9とと型ス  
第7条場るす0の労計7中同項項第」Bビ  
で、71のす用9る就型第号、同2「条条援二  
まで第8こ用準1あ「B、1と、第中前5支サ  
条まら第1。準て第とは援と第」と条条「8統補  
8条か第る。ていて「」の支」項項」51中1繼福  
から第7条准に条る第と労ると条9る、9中「當  
12条びするいおは項る続条同1条79条第労害  
第45及用おにの1あ繼前、第0第第4「就障  
10条か、4い09と次画「用画2る用」、1の準  
から第7条準に条る第と労ると条9る、9中「當  
3条事「は第1養あお援用てお148  
第2条、業第1第項中護のて型る用て0」条あ  
第1B型のる2条「2項介るいBす準い9条1と節  
から第4型のる2条「2項介るいBす準い9条1と節  
あと第5と、画90繼てお条「第第画」第  
A型計90繼てお条「第第画」第

第5節



## (運營規程)

- 第192条 基準該当就労継続支援B型事業者は、基準該当就労継続支援B型事業所ごとに、次に掲げる事項に関する規程を定めなければならない。

  - (1) 事業の目的及び運営の方針
  - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - (3) 営業日及び営業時間
  - (4) 基準該当就労継続支援B型の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
  - (5) サービスの利用に当たっての留意事項
  - (6) 緊急時等における対応方法
  - (7) 非常災害対策
  - (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
  - (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
  - (10) 苦情解決の手続に関する事項
  - (11) その他事業の運営に関する重要事項  
(工賃の支払)

（工賃の支払）第193条（就労継続支援B型事業者による生産活動に係る事業の運営費の控除）  
当該事業者は、利用者に対して生産活動に係る事業の運営費を控除した額を工賃として支払わなければならない。

- 2 基準該当就労継続支援B型事業者は、利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

(準用) 第194条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条(第1項を除く。)、第29条、第37条から第42条まで、第52条、第59条から第62条まで、第70条、第72条、第75条から第77条まで、第86条、第89条、第90条、第92条から第94条まで、第146条(第1項を除く。)、第147条 第181条から第183条まで及び第186条の規定は、其準該當就業

続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第192条に規定する運営規程」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第194条において準用する第146条第2項」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第194条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第61条中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第77条第2項中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第1号中「第55条第1項」とあるのは「第194条において準用する第20条第1項」と、同項第2号中「第67条」とあるのは「第194条において準用する第90条」と、同項第3号中「第75条第2項」とあるのは「第194条において準用する第75条第2項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第194条」と、第94条中「前条」とあるのは「第194条において準用する前条」と、第181条第1項中「第185条」とあるのは「第194条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

### 第13章 共同生活援助

#### 第1節 基本方針

第195条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談への対応その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

#### 第2節 人員に関する基準

##### （従業者の員数）

第196条 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に有しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 世話人 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上
- (2) サービス管理責任者 指定共同生活援助事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数  
ア 30以下 1以上  
イ 31以上 利用者の数から30を控除して得た数を30で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項各号に掲げる従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

##### （準用）

第197条 第126条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。

#### 第3節 設備に関する基準

第198条 第127条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。

#### 第4節 運営に関する基準

##### （家事等）

第199条 指定共同生活援助事業者は、調理、洗濯その他の家事等（第3項において「家事等」という。）は、原則として利用者及び従業者が共同で行うよう努めなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、調理に当たっては、県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したものを使用するよう努めなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、地域の特色を生かした献立の作成その他の食育を推進する取組を行うよう努めなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、その負担により指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせてはならない。

##### （勤務体制の確保等）

第200条 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活援助を提供できるよう、指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めなければならない。

2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を営むことができるよう、継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、従業者がその資質の向上のために必要な研修を受ける機会を確保しなければならない。

##### （準用）

第201条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第

定に第に規定な當此人  
指条びびの規みる、1  
びの及並)にとげし、  
及こ号項。条所掲とち  
所下55む5業にりう  
業以第第含1事号おの  
事。项びを2の各と者  
援く1及合第一のる任  
支除第号場令該次め責  
達を条5る省当、定理  
發の3第す準、をに管  
童も4項用基て數号ス  
児う11準ちしの各ビ  
型行第第てうな者該一る  
療に、条いのみ任当サキ  
医的項3お所と責、るで  
所し及、8能所ビ分のる  
業と号項1機業一区もす  
事型66第多事サのいと  
援能第第(うのい計なの  
支機項び項行一な合らも  
達多1及4ををらのない  
發を第号第業のな数ばな  
童所条3び事もばのれら  
児業0第及にるれ者けな  
定事8項号的め用なばな  
指ス第14体定な利しれ  
(ビ、第第一がしの有け  
は業サ)31ず大に業よで  
事イ。5第ら働所事に勤  
能等同第4か生事能規、  
機後いて、7か厚た機のは  
放課い項1にるれ多項上  
7第定すさ該の以上

- (1) 60以下 1以上  
 (2) 61以上 利用者の数の合計から60を控除して得た数を40で除して得た数（  
 その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に1を加えて得た  
 数以上  
 (設備の特例)

(設置の特例)  
第203条 多機能型事業所は、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備と同一の場所に関する特例

（従業者の員数に関する特例）  
第204条 指定共同生活介護の事業及び指定共同生活介護事業所（以下「指定共同生活介護事業所」といふ。）を一体的に行う指定共同生活介護事業所（以下「一体型指定共同生活介護事業所」といふ。）及び指定共同生活援助事業所（以下「世話人及び同一世帯の共同生活援助事業所」といふ。）が、当該事業所に有号及び第3号並びに第196条第1項ス管理責任者の員数は、第125条第1項第1号に定めるところに従業者の区分に応じ、当該各号に定めると規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めると規定する。

とに、ア又はイに掲げる当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれ次のア又はイに定める員数  
 ア 30以下 1以上  
 イ 31以上 利用者の数の合計から30を控除して得た数を30で除して得た数（  
 その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に1を加えて得た数以上

## (設備及び定員の遵守に関する特例)

第205条 一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所にあっては、これらの事業所の利用者の数の合計及びその入居定員の合計をこれらの事業所の利用者の数及び入居定員とみなして第127条(第198条において準用する場合を含む。)及び第139条(第201条において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

## 第16章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準

(離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準)  
 第206条 離島その他の地域であって基準省令第219条に規定する厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものであつて、障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用するこれが困難なものにおける生活介護に係る基準該当障害福祉サービス(以下この章において「特定基準該当生活介護」という。)、自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(以下この章において「特定基準該当自立訓練(機能訓練)」といふ。)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を除く。)に係る基準該当障害福祉サービス(以下この章において「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」といふ。)又は就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス(以下この章において「特定基準該当就労継続支援B型」といふ。)(以下「特定基準該当障害福祉サービス」と総称する。)の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業者(以下「特定基準該当障害福祉サービス事業者」といふ。)が当該特定基準該当障害福祉サービスの事業に関して満たすべき基準は、次条から第210条までに定めるところによる。

## (従業者の員数)

第207条 特定基準該当障害福祉サービス事業者が特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所(以下この章において「特定基準該当障害福祉サービス事業所」といふ。)に有しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところとする。

(1) 医師(特定基準該当生活介護を提供する事業所に限る。) 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(2) 看護職員(特定基準該当生活介護又は特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所に限る。) 1以上

(3) 理学療法士又は作業療法士(特定基準該当生活介護を提供する事業所における利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練又は特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所に限る。) 1以上

(4) 生活支援員 常勤換算方法で、次のアに掲げる利用者の数を6で除して得た数及びイに掲げる利用者の数を10で除して得た数を合計した数以上

ア 特定基準該当生活介護、特定基準該当自立訓練(機能訓練)及び特定基準該当自立訓練(生活訓練)の利用者

イ 特定基準該当就労継続支援B型の利用者

(5) 職業指導員(特定基準該当就労継続支援B型を提供する事業所に限る。) 1以上

(6) サービス管理責任者 1以上

2 前項第3号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な特定基準該当障害福祉サービス事業所(特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所を除く。)は、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員とすることができる。

3 第1項第4号の生活支援員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。

4 第1項第6号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。  
 (管理者)

第208条 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を有しなければならない。ただし、特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の職務に従事させることができる。

## (利用定員)

第209条 特定基準該当障害福祉サービス事業所の利用定員は、10人以上とする。

## (準用)

第210条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条第2項、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第61条まで、第68条、第70条から第72条まで、第77条、第83条、第91条(第10号を除く。)及び第94条の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第210条第1項において準用する第91条」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第210条第2項において準用する第84条第2項及び第3項、第210条第



給」練中業就 6 援と  
護所訓項事「8 支」  
介業立 4 斯、1 繼 )  
例事自第ビと第繼 )  
特護定条一」、労う。  
は介指 7 サ項と就い  
又活「4 社 1」「と  
費生中 1 福第画下」。  
付定条第害条計以型の  
給指 6 、障 0 斯 ( B す  
護「4 と当 1 ビ型援と  
介中 1 」該 2 一 B 支の  
「項第型準第サ援続も  
中 2 、B 基「社支継る  
号第と援定は福続労え  
2 条」支特の害継就替  
第 2 所続「る障労「み  
条 9 業継はある當就下読  
0 第事勞のと該る(以と  
9 、ス就る) 準する(以と  
と費サ準」8 特に一援  
」付祉基所 1 「号サ支  
所給福定業第は 2 社続  
業等害特事「の第福継  
事練障「中」る 0 害労  
ス訓当は練項あ 1 障就  
ビ例該の訓 1 との定當  
福の特」練 8 型令に定  
害る「」訓 1 A 省う特  
障あは練立第援行い「  
サ「基ある機条画 6 る準  
祉は定と( 1 計第係基  
一特準る能第」条指該  
当との訓自、支施とは  
該「」の能定と統「」の  
基付と(「所勞条 B ある

附 則

(施行期日)

- 1 1この施行する。  
例害は、更生施設等に関する経過措置)  
(身体障の条

- ## 2 法附則第41条第1項の規定によりなお従



- 3 生活の改修に用いる業者による施工は、共同事業所の運営に障害を及ぼさないよう、指導監督する。また、共同事業所の運営に障害を及ぼす恐れがある場合は、指導監督する。



- 5 介区働条件生合  
護、分省第活に  
例)訪問程度生は共する  
特度害厚又定する  
の重障年5指望し  
場合、8分該希用  
場ちて1区当を適  
るうつ成る、用  
すのあ(平すて、利  
用者で(定いのて  
利用者令規お護い  
利用する省に介つ  
等のきる号内問に  
居訪者  
護所です5居訪者  
介業が関第住度用  
毛事とに条活重利  
等のきる号内問に  
居護こ等同生は該  
個共定判るの居で  
て定決びするもま  
車生受の分、介開  
人同を定区が宅の  
居で介る準、同又當  
位活け基4共護  
業規すに1  
にはる審に當者3  
て定決びするもま  
所定係る号該の目  
い指給及定るよ  
お、支査規すに1  
事の護に第6以年  
護項援会条分者7  
介5動査2区業2  
共3護市0規業は  
活第行審第の從  
事の護に第6以年  
生条は村)すの平  
護項援会条分者7  
同4又町号定所  
介5動査2区業2  
共3護市0規業は  
活第行審第の從  
事の護に第6以年  
生条は村)すの平  
護項援会条分者7  
同4又町号定所  
介5動査2区業2  
共3護市0規業は

- 分省第活項に  
区働条生の合  
用。度労同同こ場。  
よ害厚又定以すなと  
障年5指。当しこめ「利用  
程生は共下るい。 と  
者」  
の数」

とあるのは「利用者の数（附則第5項又は第6項の規定の適用を受ける者にあっては、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数）」とする。

（指定宿泊型自立訓練に関する経過措置）

- 8 精神障害者生活訓練施設、法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧精神保健福祉法第50条の2第1項第2号に掲げる精神障害者授産施設（以下「精神障害者授産施設」という。）（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号。以下「旧精神障害者社会復帰施設基準」という。）第23条第1号に掲げる精神障害者通所授産施設及び同条第2号に掲げる精神障害者小規模通所授産施設を除く。）、法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧知的障害者福祉法第21条の6に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの（以下「指定知的障害者更生施設」という。）（整備省令による廃止前第81号。以下「旧知的障害者更生施設等指定基準」という。）第2条第1号イに掲げる指定知的障害者入所更生施設に限る。）、旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設（以下「知的障害者授産施設」という。）のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの（以下「指定特定知的障害者授産施設」という。）（旧知的障害者更生施設等指定基準第2号イに掲げる指定特定知的障害者入所授産施設に限る。）及び指定知的障害者通勤寮において行われる指定自立訓練（生活訓練）の事業について、第155条第6項の規定を適用する場合においては、同項第1号ア中「1人」とあるのは精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設（旧精神障害者社会復帰施設基準附則第3条の適用を受けるもの）を除く。）については、「2人以下」と、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設（旧精神障害者社会復帰施設基準附則第3条の適用を受けるものに限る。）、指定知的障害者通勤寮については「4人以下」と、同号イ中「一の居室の面積は」とあるのは「利用者1人当たりの床面積は」と、「7.43平方メートル」とあるのは精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設については「4.4平方メートル」と、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設及び指定知的障害者通勤寮については「6.6平方メートル」とする。
- 9 旧知的障害者更生施設等指定基準附則第4条の規定の適用を受ける指定知的障害者通勤寮については、第155条第6項の規定を適用する場合においては、同項第1号ア中「1人」とあるのは「原則として4人以下」と、同号イ中「7.43平方メートル」とあるのは「3.3平方メートル」とする。

熊本県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例をここに公布する。

平成24年12月25日

熊本県知事 蒲島郁夫

## 熊本県条例第77号

### 熊本県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

#### 目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準
  - 第1節 人員に関する基準（第5条—第8条）
  - 第2節 設備に関する基準（第9条・第10条）
  - 第3節 運営に関する基準（第11条—第61条）

#### 附則

##### 第1章 総則

###### （趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第38条第3項において準用する法第36条第3項第1号並びに法第44条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害者支援施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

###### （定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 前項の規定によるもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとところによる。

- (1) 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。
- (2) 支給決定障害者 法第19条第1項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者をいう。
- (3) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用（法第29条第1項に規定する特定費用をいう。以下同じ。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定